



鳥取県公報

平成 20 年 10 月 3 日 (金)
号外第 1 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則 (87) (税務課) 3
- ◇ 選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則 (3) 11

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県税条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法が施行され、県が国税である地方法人特別税の賦課徴収等を行うものとされたことに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 更正又は決定に関する通知書及び申告納付期限の承認に関する通知書の様式に地方法人特別税に関する事項を加える等の所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県行政組織規則及び鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第87号

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(法人の事業税及び地方法人特別税の申告納付期限の承認) 第37条 略	(法人の事業税の申告納付期限の承認) 第37条 略
(法人の事業税及び地方法人特別税に係る更正及び決定に関する通知書) 第37条の2 条例第63条(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の3のとおりとする。	(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知書) 第37条の2 条例第63条に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の3のとおりとする。
様式目次 1 及び 2 略 3 県民税関係 第46号様式～第53号様式の2 その2 略 第53号様式の3 更正決定通知書(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税・加算金) 第53号様式の4～第53号様式の6 略 4 事業税関係 第54号様式 略 第55号様式 法人事業税及び地方法人特別税に係る申告納付期限の(不)承認通知書 5～13 略	様式目次 1 及び 2 略 3 県民税関係 第46号様式～第53号様式の2 その2 略 第53号様式の3 更正決定通知書(法人県民税・法人事業税・加算金) 第53号様式の4～第53号様式の6 略 4 事業税関係 第54号様式 略 第55号様式 事業税に係る申告納付期限の(不)承認通知書 5～13 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第53号様式の3を次のように改める。

第53号様式の 3 (第35条の 3、第37条の 2 関係)

(表面)

法人県民税・法人事業税 地方法人特別税・加算金		更正決定通知書				
次のとおり更正(決定)したので通知しますから、 太線部分の額を同封の納付書により納付してください。					年 月 日	
住所				職氏名 印		
氏名		事業年度	年 月 日から			
通知書番号		法人番号	年 月 日まで			
区分	課税標準額(本県分)	税額	均等割額	還付利子割額		
法人県民税	更正(決定)額	円	円	/		
	既申告(更正・決定)額					
	差引不足税額等					
法人事業税及び地方法人特別税	所得			加算金	過少申告	
	更正(決定)額					
	既申告(更正・決定)額					
	割			重		
	差引不足税額等					
	付加価値割					
	付加価値割			更正(決定)の根拠法令	法人県民税 地方税法第55条、鳥取県条例第44条 法人事業税 地方税法第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、鳥取県条例第63条 地方法人特別税 地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条	
	更正(決定)額					
	既申告(更正・決定)額					
	資本割			更正(決定)の根拠法令		
	更正(決定)額					
	既申告(更正・決定)額					
収入割			更正(決定)の根拠法令			
更正(決定)額						
既申告(更正・決定)額						
計			更正(決定)の根拠法令			
更正(決定)額						
既申告(更正・決定)額						
差引不足税額等						
課税標準額		税率	税額	法人県民税		
更正決定額の算出基礎	所得割	所得金額総額	円	円	課税標準となる法人税額	円
		年 万円以下の金額		円	分割法人における課税標準額	
		年 万円超 万円以下の金額			法人税割額 /100	
		年 万円超の金額			外国法人税等控除額	
	計			仮装経理控除額		
	付加価値割	軽減税率不適用法人の金額			利子割額控除額	
		付加価値総額			差引法人税割額	
		付加価値額			既還付利子割額納付額	
		資本金等の額総額			均等割額算定月数	月
	資本割	資本金等の額			均等割額	
		収入割			仮装経理繰越控除額	
		収入金額総額			利子割額	
収入金額				控除した金額		
合計事業税額				関する額に	控除しきれなかった金額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額				既還付利子割額		
差引税額				既還付利子割額納付額		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される事業税額						
基準法人所得割額				申告納期限	年 月 日	
基準法人収入割額				税務官署処理年月日	年 月 日	
合計地方法人特別税額				更正請求日	年 月 日	
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額						
差引税額						
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される地方法人特別税額						
加算金の算出基礎	区分	対応税額	率	加算金額	指定納期限	
加算金の算出基礎	過少申告加算金	通常分		円	納付場所	
		加算分				
	不申告加算金	通常分				
		加算分				
重加算金						

(裏面)

延 滞 金
不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年 14.6 パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント（当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合で計算した金額を延滞金として徴収します。
お 知 ら せ
この県税の賦課処分（地方法人特別税に関する処分を含む。以下同じ。）について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。
また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第55号様式を次のように改める。

第55号様式（第37条関係）

（表面）

法人事業税及び地方法人特別税に係る申告納付期限の(不)承認通知書	
住所	
氏 名	
年 月 日	付
<p>延期は 年 月 日付で申請のあった法人事業税及び地方法人特別税に係る申告納付期限の承認し、下記のとおりその期限を指定したので承認できないので、下記のとおりその理由を付して 通知します。</p> <p>なお、この承認に基づいて提出する申告書には、この通知書の写しを添付してください。</p>	
年 月 日	
総合事務所長 氏 名 印	
記	
(承認の場合)	指定申告納付期限 年 月 日
(不承認の場合)	理由

備考 不要な文字は、抹消すること。

（裏面）

お知らせ
<p>この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第3条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～財政課 略</p> <p>税務課</p> <p>(1) <u>県税及び地方法人特別税(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)の規定により国が課する地方法人特別税をいう。以下同じ。)</u>に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>行財政改革局人事・評価室～庶務集中局集中業務課 略</p> <p>(県税局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の7 県税局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。</p> <p>県税局収税課</p> <p>(1) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る周知宣伝に関すること。</p> <p>(2) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る徴収金の督促及び収納に関すること。</p> <p>(3) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。</p> <p>(4) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。</p> <p>(5) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る延滞金の減免に関すること。</p> <p>(6) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>県税局課税課</p> <p>(1) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)<u>及び地方法人特別税</u>に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。</p> <p>(2) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)<u>及び地方法人特別税</u>に係る徴収金(延滞金を除</p>	<p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～財政課 略</p> <p>税務課</p> <p>(1) 県税に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>行財政改革局人事・評価室～庶務集中局集中業務課 略</p> <p>(県税局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の7 県税局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。</p> <p>県税局収税課</p> <p>(1) 県税に係る周知宣伝に関すること。</p> <p>(2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。</p> <p>(3) 県税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。</p> <p>(4) 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。</p> <p>(5) 県税に係る延滞金の減免に関すること。</p> <p>(6) 県税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>県税局課税課</p> <p>(1) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。</p> <p>(2) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金(延滞金を除く。)の減免に関する</p>

<p>く。)の減免に関すること。</p> <p>(3) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。</p> <p>県税局日野支所</p> <p>(1) 県税及び地方法人特別税に係る周知宣伝に関すること。</p> <p>(2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。</p> <p>(3) 県税及び地方法人特別税に係る納税証明書の交付に関すること。</p> <p>(4) 県税及び地方法人特別税に係る申告書等の受理に関すること。</p>	<p>こと。</p> <p>(3) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。</p> <p>県税局日野支所</p> <p>(1) 県税に係る周知宣伝に関すること。</p> <p>(2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。</p> <p>(3) 県税に係る納税証明書の交付に関すること。</p> <p>(4) 県税に係る申告書等の受理に関すること。</p>
---	--

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第4条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前									
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)										別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)									
個別職員に係る事務処理権限										個別職員に係る事務処理権限									
所 属 名	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称		
		専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		知事	地方機関 の長				知事	地方機関 の長	専 決 権 者		委 任 決 断 権 者				
		部長	課長	部長	課長								部長	課長	部長	課長			
略	略							略	略										
税 務 課	七 鳥取県会 計規則(昭 和39年鳥取 県規則第11 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同規則第10条の 規定による地方道 路費と税、石油ガ ス課税と税、航空機 燃料費と税及び地 方法人特別課税と税 の賦課						七 鳥取県会 計規則(昭 和39年鳥取 県規則第11 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同規則第10条の 規定による地方道 路費と税、石油ガ ス課税と税及び航空 機燃料費と税の調 定										
略	略							略	略										
九 鳥取県納 税滞り徴収 規則(昭和 30年鳥取 規則第30 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	2 1以外の事務						総合事務所長	九 鳥取県納 税滞り徴収 規則(昭和 30年鳥取 規則第30 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	2 1以外の事務						総合事務所長				
十 地方法人 特別課税等 に関する暫定 措置法(平 成20年法律 第25号)に 基づく知事	1 同法第10条の規 定による組織課税 2 同法第11条の規 定による申告書の 受理						総合事務所長							総合事務所長					

の権限に属する事務	3 同法第12条第3項の規定による国への振込み														
	4 同法第13条第1項の規定による還付金の還付														総合事務所長
	5 同法第13条第2項の規定による過誤納金の還付														総合事務所長
	6 同法第19条において適用する地方税法第72条の74の規定による犯罪取締りに関し知事が行う職務														
	7 同法第20条第1項の規定による総務大臣への申告納付等に関する報告														
略															

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の鳥取県税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、同条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 10 月 3 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和 37 年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 20 号様式の 2 を次のように改める。

2 衆議院（比例代表選出）議員選挙における投票所内のその他適当な箇所の掲示について

年 月 日 執行						選挙管理委員会						
衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示												
(ふりがな) 名簿届出政党等 の名称												
(ふりがな) 略 称												
名簿登載者の氏名及 び当選人となるべき 順位	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名

備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第七十五条第三項の規定によるくしで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとし、「当選人となるべき順位」については横書きとすること。この場合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従って、振り仮名を付すこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。